

平成 2 6 年

議会運営委員会記録

平成 2 6 年 1 2 月 2 日

和 光 市 議 会

議 会 運 営 委 員 会 記 録

◇開会日時 平成26年12月2日（火曜日）
午前 9時30分 開会 午前11時33分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員 7名

委員 長	齊 藤 秀 雄 議員	副 委 員 長	吉 田 けさみ 議員
委 員	阿 部 かをる 議員	委 員	待 鳥 美 光 議員
議 長	菅 原 満 議員	副 議 長	栗 原 次 男 議員
委員外議員	金 井 伸 夫 議員		

◇欠席委員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 野 健 司
企 画 部 長	山 崎 悟	総 務 部 長	橋 本 久
秘書広報課長	大 野 久 芳	財 政 課 長	奥 山 寛 幸

◇事務局職員

議会事務局長	郡 司 孝 行	議会事務局次長	伊 藤 英 雄
議事課長補佐	平 川 京 子	主 事	小 林 厳

◇本日の会議に付した案件

特定事件1 次の議会の会期予定について
平成26年和光市議会12月定例会の会期予定等について

特定事件8 その他議会運営に関することについて
基本条例の見直し
議会報告会の反省等

午前 9時30分 開会

○齊藤秀雄委員長 それでは、ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、会議には、議長とオブザーバーとして副議長と1名の委員外議員に出席を求めていますことを報告いたします。

本日の案件は、特定事件1、次の議会の会期予定について、特定事件8、その他議会運営に関することについてとして基本条例の見直し等についてです。

それでは、市長より挨拶を求められております。

市長。

○松本市長 おはようございます。

本日は平成26年12月定例会の開会に先立ちまして、議会運営委員会を開催いただきましてまことにありがとうございます。

今定例会につきましては、12月4日に開会すべく、11月27日に招集告示をさせていただいたところでございます。

今般提出させていただく案件でございますが、諮問2件のほか、基本構想の改定1件、指定管理者の指定1件、条例の一部改正7件、市道の廃止及び認定2件、専決処分の承認1件、補正予算4件、合計18件の審議をお願いするものでございます。

それでは、詳細につきまして総務部長から順次御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

○齊藤秀雄委員長 市長は公務のため、これにて退席されます。

〔市長退席〕

○齊藤秀雄委員長 提出議案は、諮問2件、議案16件です。

提出議案の説明を総務部長、お願いいたします。

総務部長。

○橋本総務部長 12月定例会に上程いたします議案について説明させていただきます。

初めに、諮問第2号及び諮問第3号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明いたします。

人権擁護委員、本橋晶子氏及び田川文雄氏が平成27年3月31日をもって任期満了となることから、新たに田中朋子氏及び富澤隆司氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

次に、本会議に提出する議案について順次説明をいたします。

議案第62号、第四次和光市総合振興計画基本構想を改定することについて説明いたします。

第四次和光市総合振興計画基本構想は、計画の期間と構成において基本施策及び施策については、5年で見直すこととしておりますが、市役所周辺地域の行政機能の充実や住環境の計画的な整備、子ども・子育て支援新制度など福祉関係法令の大幅な改正による新たな取り組みが

平成27年度から本格的に施行されることに伴い、国の制度や方針との整合性を図るため、一部を先行して改定したいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第63号、和光市総合福祉会館構成施設の管理を行わせる指定管理者の指定について説明いたします。

和光市総合福祉会館を構成する和光市地域活動支援センター（精神障害者）の指定管理期間が平成27年3月31日で満了することから、公募により指定管理者の候補者として選定した医療法人壽鶴会東武中央病院を平成27年4月1日から平成32年3月31日までの期間、指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出するものであります。

次に、議案第64号、和光市行政手続条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

処分及び行政指導に関する手続について、市民の権利利益の保護の充実を図るため、法律または条例の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び条例または法令等に違反する事実の是正のための処分または行政指導を求める制度の整備を行うものであります。

次に、議案第65号、和光市財政事情の作成及び公表に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

和光市健全な財政運営に関する条例の施行から1年が経過し、さまざまな財政に関する情報が公表されたことに鑑み、公表内容について整理し、根拠法令である地方自治法第243条の3第1項の規定に則した一部改正を実施するものであります。

次に、議案第66号、使用料等の見直しに伴う関係条例の整備等に関する条例を定めることについて説明いたします。

公共施設の使用料等について、平成20年の見直しから5年以上が経過し、その間の行政コストの変動、社会経済状況の変化などに対応した額に改正するため、関係条例の整備等を行うものであります。

次に、議案第67号、和光市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

和光市駅南口自転車駐車場の使用料について、定期利用における市外利用者の使用料、学生割引の使用料、長期利用割引の使用料の区分を新たに設定するとともに、一時利用の使用料を改定したいので、この案を提出するものであります。

次に、議案第68号、和光市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を定めることについて説明いたします。

道路法及び道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額が人口による区分から固定資産税評価額の地価の平均による区分に変更となったことから、道路占用料を改正したいので、道路法第39条第2項の規定によりこの案を提出するものであります。

次に、議案第69号、和光市国民健康保険条例の一部を改正する条例を定めることについて説

明いたします。

国民健康保険における出産育児一時金について、産科医療補償制度における掛金の額が見直されることから、出産育児一時金の支給に関する額を見直すため、この案を提出するものであります。

次に、議案第70号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を定めることについて説明いたします。

平成27年4月1日から地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されることに伴い、関係条例の規定の整理等を行う必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号及び第204条第3項の規定によりこの案を提出するものであります。

なお、経過措置として、現に在職する教育長の任期中においては、改正前の条例がその効力を有します。

次に、議案第71号、市道路線の廃止について説明いたします。

一般交通の用に供する目的が消滅している1路線及び都市計画法第29条の規定による開発行為に伴い、終点が変更となる1路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定によりこの案を提出するものであります。

次に、議案第72号、市道路線の認定について説明いたします。

和光北インター地域土地地区画整理事業における仮換地指定による画地の使用収益開始に伴う関係道路8路線及び都市計画法第29条の開発行為に伴い、同法第40条第2項の規定により、市に帰属する公共施設である道路3路線について市道として認定したいので、道路法第8条第2項の規定によりこの案を提出するものであります。

次に、議案第73号、専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

平成26年度埼玉県和光市一般会計補正予算（専決第1号）については、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が実施されることとなったため、関連する費用について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、その承認を求めるものであります。

今回の補正については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,260万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ238億5,155万5,000円とするものであります。

次に、議案第74号、平成26年度埼玉県和光市一般会計補正予算（第3号）について説明いたします。

今回の補正については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億9,757万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ243億4,913万2,000円とするものであります。

初めに、主な歳出について説明をいたします。

議会費では、政務活動費の不請求による不用額を減額しております。

総務費では、一般管理費において電話交換業務委託料及び財務会計システム賃貸借契約等の契約差金を減額し、情報公開・個人情報保護審査会委員報酬を増額し、マイナンバー制度に係る中間サーバー・プラットフォームを利用するための負担金を増額し、徴税费では、市税還付

金が当初見込みよりも増加したため、過誤納還付金を増額し、自治振興費では、吹上コミュニティセンター及び白子宿地域センターの排煙窓並びに牛房コミュニティセンターのひさしの修繕料を増額しております。

民生費では、社会福祉費において、介護保険事業計画と他の行政計画の連携に関する調査研究を行うための費用、障害福祉システムを新たに構築するための費用、在宅重度心身障害者手当及び特別障害者・障害児福祉手当などの扶助費を増額するほか、北エリアにおける地域密着型サービス施設整備の実施機関の変更に伴い、関係する費用を減額することとあわせ、新しい介護予防拠点を整備するための費用を増額しております。

児童福祉費では、知能検査用具を購入するための費用、みなみ保育園の地下ピット内にたまった水を排水するためのポンプ設置費用及び保育クラブの指定管理料を増額しております。

生活保護費では、医療扶助を初めとする扶助費を増額し、国民年金事務取扱費では、年金生活者支援給付金に係る所得情報提供システム対応業務委託の契約差金を減額しております。

衛生費では、骨髄移植ドナーへの助成費補助金を新たに計上するほか、電気料金の上昇に伴い、焼却施設運転管理の光熱水費を増額しております。

農林水産業費では、農地台帳システムの改修委託料及び大雪で損壊した農業施設の撤去、再建に係る費用を助成するための補助金を増額しております。

商工費では、イメージキャラクターPR推進を継続して実施するための費用を増額しております。

土木費では、道路橋りょう費において、通学路緊急安全対策のために必要な用地を取得するための費用を増額し、都市計画費では、道路築造工事の進捗に伴う越後山土地地区画整理組合への補助金を増額しております。

消防費では、消防ポンプ車購入に係る契約差金を減額するとともに、土のうステーションを新たに3カ所設置するための費用、自主防災組織活動事業の補助金及び防火水槽を撤去するための費用を増額しております。

教育費では、第四小学校及び第五小学校の老朽化した附帯設備を修繕するための費用及び第三小学校のプールろ過装置を交換するための費用を増額しております。

これに加えて、職員異動に伴う予算の組み替えなどにより、職員人件費を減額しております。

次に、主な歳入について説明をいたします。

国有提供施設等所在市町村助成交付金等を交付金額の決定に伴い増額し、国庫支出金では、国庫負担金において、受給者、サービス利用者などの増加に伴い、障害者自立支援医療費負担金及び生活保護費負担金などを増額し、国庫補助金では、北エリアの地域密着型サービス施設整備の実施時期変更に伴い、地域介護・福祉空間整備等交付金を減額するほか、地域生活支援事業補助金、老人保健健康増進等事業費補助金及び社会保障税番号制度システム整備費補助金等を増額し、委託金ではシステムの改修費用の減額に伴い、国民年金事務交付金を減額してお

ります。

県支出金では、県負担金において、申請者の増加により、重度心身障害者医療費支給事業補助金及び埼玉県障害者生活支援事業補助金等を増額するほか、北エリアの地域密着型サービス施設整備の実施時期変更に伴い、埼玉県施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金を減額しております。

繰入金では、基金繰入金で、通学路緊急安全対策に係る用地取得の財源として、公共用地取得事業基金繰入金を、越後山土地区画整理組合活動支援の財源として、都市基盤整備基金繰入金を、第三小学校プールろ過装置交換工事の財源として、学校教育施設整備基金繰入金を、知能検査用具を購入するための費用の財源として、和光市まちづくり基金繰入金をそれぞれ増額しております。

諸収入では、変動金利で借り入れた市債の金利に誤りがあったため生じた利子の過払い分について、金融機関から返還があったため予算計上しております。

なお、歳入歳出調整後の歳入の不足額7,189万5,000円については、財政調整基金からの繰り入れをもって措置しております。

次に、議案第75号、平成26年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

今回の補正については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ94万8,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億160万2,000円とするものであります。

歳入につきましては、保険基盤安定負担金の額が確定したことに伴い、保険基盤安定繰入金を94万8,000円増額するものであります。

歳出につきましては、歳入に連動して後期高齢者医療保険料負担金、保険基盤安定負担金を94万8,000円増額するものであります。

次に、議案第76号、平成26年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

今回の補正については、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ219万6,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億2,846万円とするものであります。

主な歳出については、保険給付費において居宅介護等サービス費で210万9,000円、居宅介護等サービス計画費で46万8,000円を増額し、施設介護等サービス費で2,782万7,000円を減額しております。

また、地域包括ケアシステムにおける医療、介護の連携に資するため、地域支援事業の日常生活圏域ネットワーク事業で、定期巡回サービスと居宅介護支援事業者と医療機関との面的連携を図る情報連携システム開発のための委託料1,566万円を増額するものであります。

歳入につきましては、歳出に連動する形で、介護給付費負担金等を法定負担割合に応じて減額し、一般会計からの事務費繰入金及び介護給付費準備基金繰入金を増額するものであります。

最後に、議案第77号、平成26年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理

事業特別会計補正予算（第2号）について説明をいたします。

今回の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,354万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,934万7,000円とするものであります。

歳出については、職員異動に伴う予算の組み替えにより、職員人件費1,354万円を減額するものであります。

歳入については、一般会計繰入金1,354万円を減額するものであります。

12月定例会に上程する議案の説明は以上でございます。

○齊藤秀雄委員長 提出議案の説明は終了しました。

休憩します。（午前 9時50分 休憩）

再開します。（午前10時08分 再開）

〔副市長、企画部長、総務部長ほか退席〕

次に、議案の先議についてです。

初めに、諮問第2号及び第3号は、委員会付託を省略し、質疑は通告をとらず、人事案件ですので討論を省略し、開会日に起立採決したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それではそのようにいたします。

次に、議案第62号、第66号、第73号は、委員会付託を省略し、質疑、討論は通告をとらず開会日に採決したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

では、そのようにいたします。

次に、議案の委員会付託について、副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、請願・陳情についてです。

請願はなく、陳情3件を受理しています。

受理した陳情の審議について本会議で審議するか御意見を願います。

初めに、議長から発言があります。

議長。

○菅原満議長 陳情が3件ございます。地球社会建設決議に関する陳情書、横田めぐみさん拉致事件に関する陳情、資産課税の軽減に関する陳情書がございます。

それから、集团的自衛権行使容認の「閣議決定」の撤回と立法作業中止を求める意見書提出に関する陳情は受理いたしましたが、後に陳情者側から撤回をされておりますので、報告いたします。

なお、資産課税につきましては、同類の案件が近年出ておりまして、平成24年12月は趣旨採択、平成25年12月は趣旨採択となっております。

○齊藤秀雄委員長 それでは、ただいまの議長の発言を踏まえまして、各会派から御意見を願います。

まず初めに、陳情3件ありますので、まず地球社会建設決議に関する陳情書について御意見を募ります。

休憩します。（午前10時14分 休憩）

再開します。（午前10時15分 再開）

それでは、新しい風からお願いします。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 これはこれまでも何回か上がってきていると思うんですが、本会議で審議するにはそぐわないのではないかと思います。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 同じです。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 日本共産党も同じです。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 同じくそぐわない案件だと思います。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会も和光市議会の陳情としてはなじまないという結論でございます。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

今回、地球社会建設決議に関する陳情書は、本会議で審議する陳情としてはなじまないというので審議しないことに決まりました。

続きまして、横田めぐみさん拉致事件に関する陳情について、御意見を募ります。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 こちらも同様に市議会としては審査するのにそぐわないと思います。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 ちょっと今内容までよく読んでないので、最後にしてください。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 この陳情書は、その件名と書いてある中身が全く統一性がなくて、陳情書そのものは非常に理解できないような内容になっていますので、これやはり陳情者にその旨を伝えて扱うことができませんという形をとるべきではないかと考えています。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 同じくなじまないと思いますので、扱わないことでいいのではないかと

と思います。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会も和光市議会で審議する陳情としてはなじまないという結論でございます。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 なじまないという意見です。

○齊藤秀雄委員長 それでは、横田めぐみさん拉致事件に関する陳情に関しては、基本的に和光市議会の陳情としてはなじまないという結論が出ました。

続きまして、もう一つは資産課税の軽減に関する陳情書に関して、これは先ほど議長から発言ありましたけれども、二度ほど過去出ております。平成24年12月、趣旨採択、去年の12月、趣旨採択という経緯がございます。それを踏まえて各会派の意見を募ります。

新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 3回目ということなんですけれども、社会情勢に対応して今回は審査をするということでもいいのかなと思います。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 ちょっと平成24年度、25年度の文章と比較ができないんですが、趣旨はほぼ同じかと思うんです。何度も同じものを毎年出されるというその意図というのが趣旨採択をされていて出されてくるという、提出者の意図がちょっとよく理解できないので、皆さんの御意見をお聞きしたいと思います。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 私は、陳情書を繰り返し出すというのは、それぐらい熱意を持って陳情をされていると思うんです。ただ、この関係では、国に意見書を上げる中身と和光市で対応する税があるということで、趣旨採択というような形をとってきた経緯があるんですけれども、やはり陳情権を尊重するというので、これは委員会できちんと議論すべきではないかと思えます。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 一般的に言って農地ですから宅地より税制上優遇されているわけですから、この陳情に関しては、同意しかねるんですけれども、委員会で審査することについては、審査すべきだと思います。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会も地元4市での要望という形なので、まずは審議すべき、その結果は皆さん全体の意見で決まるものだと思うんですが、まずは審議の場を持っていくべきだと考え

ます。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 審議することに関しては賛成であります。

○齊藤秀雄委員長 それでは、資産課税の軽減に関する陳情書に関しては審議するという方向で皆さんよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、結論から申し上げますと、地球社会建設決議に関する陳情書、また横田めぐみさん拉致事件に関する陳情に関しては、本会議で審議しないということによろしいですね。

〔「異議なし」という声あり〕

続きまして、もう一つの資産課税の軽減に関する陳情書に関しては、審議するということになりました。

それでは、委員会に付託することになりますので、副委員長、付託表の朗読をお願いいたします。

〔副委員長 付託表朗読―添付資料参照―〕

このように付託したいと思います、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、異議がありませんでしたので、受理した陳情の審議はただいまのとおりと決定しました。

次に、一般質問についてです。

通告者は15人です。質問時間は申し合わせにより再質問を含めて1人40分以内としたいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、会期について、会期は19日間とし、常任委員会を2日とし、初日に総務環境常任委員会、2日目に文教厚生常任委員会としたいと思います。一般質問は、1日4人で、4日目は残りの人数とし、4日間としたいと思います。

なお、12月5日金曜日、8日月曜日及び9日火曜日を調査休会、12月19日金曜日を休会としたいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、議案に対する総括質疑について、発言通告書の提出期限は、12月8日月曜日の正午までとしたいと思います、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

次に、学校建設等特別委員会委員長より閉会中に行われた会議についての中間報告を開会日の諸報告の次に行いたいと思います。なお、中間報告に対する質疑は省略したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

今回は、意見書案の提出はありません。

次に、今期定例会のポスターについて、皆さんホワイトボードを見てください。あのような形で掲示しておりますが、よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにいたします。

特定事件1、次の議会の会期予定については、以上です。

休憩します。（午前10時25分 休憩）

再開します。（午前10時35分 再開）

次に進みます。

特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、基本条例の見直しについてです。検討事項4番目、事務局強化についてです。

前回の議会運営委員会では、議会の意思決定を支援する機能を充実していくべきという観点で、議会改革は議員と事務局が対等な立場で一体となって取り組まないといけないのではないかという意見、議会改革は議員の意欲が一番大事であることから、議員のスキルアップや質の向上が重要という意見が各会派から出されております。その上で再度会派に協議を依頼し、この回でまとめるということで持ち越されております。

それでは、会派での協議の結果、またはその他新たな意見などありましたら伺います。

なお、検討事項4番目、事務局強化については、本日終結したいと思います。よろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、各会派、新しい風から御意見を願います。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 新しい風は、もう一度検討しましたが、意見としては前回申し上げた意見から変わりはありません。

それで、議会報告会を政策提案に結びつけていくような形で取り組んでいくということが既に話し合われていますので、そのことを踏まえてもやはり事務局の強化とそれから一体的に取り組んでいくということは、不可欠なのではないかと思います。

それとあわせて、議員それぞれのスキルアップが必要だということは、言うまでもなくそのとおりであるとは思いますが。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 以前と変わりません。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 日本共産党も現在事務局の人数をふやしてきたという経過もありますし、議会事務局の1人1人の事務局職員の人たちの能力というのは十分兼ね備えているものを皆さん持ってらっしゃると思うんです。だからそれにふさわしいような議員の力量、これがやはり今問われるかと、だからやはり議員みずからの質の向上、これを目指すことこそ最優先ではないかと考えています。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 特に発言することはありませんけれども、事務的な話で今考えているのは、資料、会議録含めた媒体を電子化、ペーパーレス化することを考えていったほうがいいんじゃないかと思っています。

特にこれとって意見はないんですが、事務的な話で今回の点にそぐわないかもしれませんが、いろいろな資料のペーパーレス化を今後検討していったらいいのではないかと思います。

○齊藤秀雄委員長 金井議員、今の発言でよろしいですか。

○金井伸夫委員外議員 はい。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会も従前と変わりません。特に申し上げたいのは、議員のスキルアップや質の向上が重要ということがベースにあります。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 議事を副委員長と交代します。

それでは、議長。

○菅原満議長 基本条例の見直しで事務局の強化ということがテーマなんですが、金井議員からペーパーレス化云々ということで、この議題とはちょっと外れるわけですが、ペーパーレス化ということでは、もう全てホームページにも載せていますし、各種資料で紙ではなくて渡す場合については、CD等で執行部側からもらって行っているということがあります。会議録、記録をとるものについては、紙媒体で残しておかつそれぞれに配布すべきところへ配布するとなっていますので、何をどうするかということは、今後具体的にきちんと提案をしていただかないと、抽象的なことだと具体的な検討に入れませんので、そういう機会ですら具体的な中身について提案いただきたいと、実際こちら側からもペーパーレス化ということで、メール等で配信していますので、そういったものについてはきちんと返信をいただくということで、それぞれの議員には御協力いただいていますけれども、そういったことも含めて御検討いただきたいと思います。

○齊藤秀雄委員長 今回の議長の発言のとおり、新たな提案に関しては、基本的にきょうの検討事項が終わった段階で新たに発言をしていただいで、それでまた取り組む、取り組まないという段取りを取りたいと思います。今回、今話し合っているのは、あくまでも基本条例の見直しについてでありますので、その点は御理解いただきたい。

検討事項4番目の事務局強化については、やはり皆さんの御意見を募るということです。
待鳥委員。

○待鳥美光委員 ちょっと言葉が足りなかったと思うので、つけ加えさせていただきます。

事務局の強化といったときに、議会基本条例の中で、「議会事務局の調査及び法務機能の強化を図るものとする。」となっていて、先ほどから強化と言っているのは、事務局の職員の方々個々のスキルアップという意味ではなくて、体制として事務局の持つ機能というのか、それをより充実させていくという意味で申し上げていますので、ちょっとその点説明が足りなかったかと思いました。

○齊藤秀雄委員長 休憩します。（午前10時41分 休憩）

再開します。（午前10時59分 再開）

それでは、皆さんから意見がいろいろ出ました。

それでは、総括をしたいと思います。

検討事項4番目、事務局強化については、皆さん御存じのとおり、第11条には「議会は、政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能の強化を図るものとする。」とうたっています。これに基づきまして皆さんの御意見を募ったところ、議員1人1人がその責務と役割を自覚し、研さんに努めるとともに、議会事務局と一体となってさらに政策立案機能を高めていくことが大事であるという結論に至りました。その方向でよろしいですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、議会事務局の機能強化については、そういう形で見直しの結論とします。

続きまして、検討事項5番目、意見書案の取り扱いについてです。

集約した会派の意見として見直すべき点と方向性を発言願います。

初めに、議長から発言願います。

議長。

○菅原満議長 県内各市議会の意見書案の取り扱いについては、それぞれ御案内かと思いますが。

それから、法的根拠については、地方自治法第99条、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」会議規則第14条で「議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。」とされており、申し合わせ事項では、提出期限は招集日の3日前の午後3時までとし、2日前の議会運営委員会に配付する。全会派の賛成が得られた意見書案及び決議案は、副議長を提出者とす

るということで、提出議案の内容と重複するものは、同一会期中は提出しないものとするということで扱われてきております。これを念頭に置いてそれぞれ御協議いただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

○齊藤秀雄委員長 今、議長から御説明ありました。

意見書案の取り扱いについて、それでは各会派から意見を募りたいと思います。

まず、新しい風、待鳥委員。

○待鳥美光委員 新しい風の意見としては、意見書案をまず期限までに提出をして議運にかけるというところは、もちろんこれからも遵守していくことですが、そこで全会派の一致が得られなかった意見書案について、2人以上の賛成があれば提出ができるということで、現状ではそれは提出しないものとなっていますが、そこをやはり提出ができる形にしたいという意見です。

○齊藤秀雄委員長 公明党、阿部委員。

○阿部かをる委員 やはり先ほども政策立案等々の議論がなされましたけれども、議会として意見を集約していくというその作業というのはすごく大事だと思うんです。意見書も同じであります、やはり和光市議会として国に出すということでは、その中でもんで全会派が一致したものを議会として出すという今までの方向性と同じく取り組んでいくべきだと思っております。

○齊藤秀雄委員長 日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 私は意見書案を一議案として提出するというところで、議会運営委員会においては、こういう意見書案が出ましたという形で受理していますということで、出すのはやはり議案として本会議に出していくということをぜひやっていただきたいと思うんです。

その理由として、まず意見書案に対して賛否が分かれる会派もあります。それからあくまでも議運というのは代表者で構成されていますので、1人1人の議員が政治姿勢を示して賛否を明らかにするというのも、私たち議員として取り組むべきだろうと思っています。

それから、賛否が分かれていても1人1人の議員が意見を述べていく、討論に参加していくというそういう形で本会議で一議案としてきちんと扱うべきだという立場なんです。これはやはり議会改革にも認められていることだと考えているんです。

ですから、若干新しい風とも考え方、ニュアンスは違うかもしれないけれども、一致するのは、本会議に出して1人1人の議員がきちっと政治姿勢を示していくことはやっていただきたいと思います。

それから、議会運営委員会の問題点として、やはりここで賛成多数で決められていく場合、一致できる場合というのがあるわけなんですけれども、例えば世論が二分しているような中身についても、例えば今回の集団的自衛権行使容認についてですけれども、これについてもほかの議会でこれを全会一致、賛成多数で意見書を国に出しているところもあるわけです。だから全会一致をみなければ少数意見が抹消されていいのかという問題にもなってきますので、私は

やはり議会の多数イコール市民の多数の意見ということではないわけで、多数の意見が議会でそれが全く違う数となってあらわれるというケースもあるわけですから、最終的には1人1人の議員の政治姿勢を問うていくという形では、活発な議会運営をしていく上でも、本会議に提出できるようにしていただきたいというのが日本共産党の意見です。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 やはり皆さんのお話も踏まえて考えますと、やはり全会一致で提出するということになる、議会運営そのものの活性化が薄れていくところがあるので、例えば過半数をとったら提出するという形のほうが望ましいかと思えます。

○吉田けさみ副委員長 議事を委員長と交代します。

緑風会、齊藤委員。

○齊藤秀雄委員 緑風会としては、全会一致で意見書は統一されたほうがよろしいという結論です。

○齊藤秀雄委員長 議事を委員長と交代します。

それでは、意見が三方に分かれたと理解しています。まずは意見書案の取り扱い、全会一致で従前どおりというのが一つ、それと2名以上の署名、賛同者が得られた場合は提出して議案として議会に出したいというのが一つ、議運でも全会一致ではなく、半数以上の賛同が得られたら議運から本会議に提出すべきというような意見がありました。

ということで、まず基本的に従前のおり議会運営委員会で全会一致でなければ採用されないという基本がありますので、その辺、1回の発言だけではまだ消化不良ですので、意見を募りたいと思います。

この3つの意見の中からまた集約できればと思うんですけども、いかがですか。

日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 なぜ本会議に提出するかということについてなんですけれども、先ほども申し上げました。それと、議員には2名以上の賛成があれば議案を提出する権利があります。だから全会一致にならなければ出せないということになると、議案提出権そのものを否定することにもなると思うんです。そういう立場で、和光市はやはりもっと開かれた議会にしていくべきだということを意見として述べたいと思います。

○齊藤秀雄委員長 ほかに御意見ございますか。遠慮なく。

ただ基本的に先ほど議長が申し述べたとおり、地方自治法第99条、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。」と、要は、基本的には国会に提出するという大前提でお考えいただきたいと思えます。

それと、会議規則第14条では、「議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。」

これは大前提ということになります。また、申し合わせ事項に、提出期限は招集日の3日前の午後3時までとあるので、これはもう決まり事ですから異論はないということになります。

そのような形で、なおかつあともう一つ大事なものは、提出議案の内容と重複するものは、同一会期中は提出しないものとするあり、これも皆さん御理解いただいていると思います。

ということで、意見書案に対する取り扱いをいかがするか、基本的には従前どおりという形で全会一致で、全会派の賛成が得られた意見書案が副議長提案として出されるという前提になりますので、この方向にまだまだ御意見ありましたら募りたいと思います。

待鳥委員。

○待鳥美光委員 会派の中での話し合いの結果を今ここで言うしかできないんですけども、その提出権自体が行使できないのはおかしいという考え方で出てきているんですね。周辺の議会の状況を聞いても全会一致でないと思えないというふうな、全部聞いたわけではないんですけども、そういう形ではないと聞いていますし、確かに議会全体として一致をして、議会として意見書を出していくということを考えると、その一致点を見出すために議論していくこと自体がすごく必要だし、大事なことだし、来年度以降その政策提案ということを考えると、やはり会派を超えて一致点を見出していくことの重要性というのは、これは私個人の考え方ですけども、十分にわかるので、そうであればその場でもう少し議員間討議というか、そこに時間をとって、より意見交換を活発にしていけるような方向というのを考えてもいいのかと思います。

これは会派ではなくて、私のここでの意見です。

○齊藤秀雄委員長 確かに議員間討議というのは必要だと思うし、ただ大事なものは、政策提案と言いつつもあくまでも国会に提出する内容であるということ、なおかつ和光市議会として受けとめて、国会ということはあくまでも日本国というか、国内での講ずべき提言というような形の中身でないはずだと思うんですね。そういうものの方向性に関しては、基本的には全会一致が僕はずは自然な流れなのかという考えを持つんです。

日本共産党、吉田委員。

○吉田けさみ委員 政策提案という言葉が出ているんですけども、意見書とはまた違う意味合いがありますよね。それで私さっきも言いましたけれども、やはり市民の意向とか世論というのが二分している場合があるではないですか。それが国会の中で多数でそれを決めていくというようなことに対しても、市民の声などを私たちが聞いたときに、本会議場できちんと市民の皆さんの声をちゃんと反映しているんだという姿勢を示していく必要があると思うんです。

だから、もし議会運営委員会で一致しないものについては、本会議に出せないんだとなると、一致するもの以外は出せないという傾向を生み出していく危険性もあると思うんです。だからそうではなくて、やはり議会そのものの議会活動を保障するという意味では、議会運営委員会で結論を出したことは、もうそれは動けない結論なんですということにせずに、市民の世論の反映ということからしたら、やはり本会議に出せるように2人以上の賛同があればそれは本会

議に出せると、本会議においてさらに議論を深めていくということをとらない限り議会基本条例には反すると思います。

○齊藤秀雄委員長 それでは、議長。

○菅原満議長 内容その他ではなくて、ちょっと技術的な話で、今現在議会運営委員会で申し合わせに基づいて全会一致で出すとなっていますけれども、そこで正式に協議をしていますので、実際そこで協議が整わないから新たに出しますということになると、一事不再議ということの問題も出てくるので、それを前提にもし全会一致を説くのならば、正式な議案として提出をすると、それに当たっては、提出された会派の方、あるいは提出者はいろいろな資料の要求があればそれに応える、質疑があればそれについてきちんとお答えをいただくということも含めて協議をしていただければと思います。

○齊藤秀雄委員長 それでは、意見がいろいろ出されたんですが、今回の今までの意見を皆さん各会派に持ち帰りまして再度検討願いたいと思います。いかがですか。

〔「異議なし」という声あり〕

それでは、そのようにします。

次回意見書案の取り扱いは、できれば検討の結果を取りまとめたいと思います。

なお、次の検討事項6番目、一般質問のあり方について議題に入りたいと思います。

提案された金井議員から今回の検討事項の趣旨について発言願います。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 一般質問につきましては、会議規則第62条で二、三行で規定されているわけなんですけれども、実際に一般質問において議長から不規則発言であるとか、あるいは一般質問になじまないというような話がありますので、やはりガイドライン的なものをつくってもらって、ある程度そういった指針に基づいて一般質問できるような環境をつくったほうがいいのではないかと、先ほどもお話ありましたけれども、来年改選で新しい方も出てくるかもしれませんので、この会議規則だけの規定ではその一般質問の考え方について、あるいはあり方についてなかなかついていけないのではないかとということで、ガイドライン的なものをつくってもっと秩序のある一般質問ができればいいかと思っています。

○齊藤秀雄委員長 提案者から今説明がありました。

提案者の説明に対して理解がまだ深まっていない方、質問がありましたら金井議員に説明を求めてください。ありますか。

吉田委員。

○吉田けさみ委員 金井議員にお聞きしますけれども、議長から不規則発言の注意をされたりとか、その議会の本会議の一般質問においてなんですけれども、議長は議会を統利するという責任があるわけではないですか。だからその責任の上に立って、本会議において不規則発言とかそういったことについても注意をするということですよ。

それで、あと会議規則の中で発言の仕方というのはありますでしょう。そういうものをきち

んと熟知すれば、今の金井議員の質問については、いかがなものかなという思いで私聞いていたんですけども、その辺どう考えていますか。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 一般論で言ってしまうとそういうことになると思うんですが、具体的に言うと、例えば個別の名前を一般質問で出してはいけないとか、そういった個別の具体論になるといろいろとあるではないですか、非常にグレーな部分が。それから市政にかかわる質問なのに国政にかかわる質問をしているとか、その辺の考え方の違いが当然議員としてあるわけなので、その辺何かガイドライン的なものがあれば、そういった逸脱した質問というのはある程度抑制できるのではないかと思っているわけなんです。だからもう少し具体的なものを出せば。

○齊藤秀雄委員長 それでいきますと、要は一般質問の発言通告に伴う発言内容に関してもイロハを教えてくださいということを言っているようなものです。

〔金井伸夫委員外議員「そうですか」と言う〕

こちらの受けとめ方はそうです。ということは、そこは取り上げる必要がないと私は理解するんですけども、皆さんいかがですか。

吉田委員。

○吉田けさみ委員 私もそう思います。だってイロハのイですよ、本当に委員長おっしゃるように、今金井議員がおっしゃることは。うっかり本会議で言ってしまうと、議長から注意を受けたという場面はあると思うんですけども、でもそれも……。

〔何事か言う人々あり〕

○齊藤秀雄委員長 1人1人意見を言ってください。

では、金井議員。

○金井伸夫委員外議員 個別の名前を言ってはいけないというあれがあるではないですか。個別、例えば大手企業の名前を言ってはいけないとか結構あるではないですか。それはやはりこういう公の場なんだからできるだけ出しても構わないようなケースが多々あるのではないかと考えているんですよ、例えばの話。

○齊藤秀雄委員長 それ以外はいかがですか。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 例えば議長から話題にされてそれがどうなったかわかりませんが、個人のインタレストでもって一般質問を展開しているとかそういうような指摘があったんですけども、具体的にどういうことをおっしゃっているのかわからないと思って、だからその一般質問のテーマについて行き違いがあるのではないかと考えているんですよ。

○齊藤秀雄委員長 議長。

○菅原満議長 今、金井議員から個人のインタレストと日本語ではないところが出ましたけれども、私が以前指摘させていただいたのは、きちんとした市の条例上の手続上の話と、それに

基づいて個人が関与している手続上で行うべきことを個人の一般質問で行う、議員個人の一般質問として行うことについて今後御協議いただきたいということでお話していることであって、個人がそれぞれの政策的な思考を持つ、個人がそれぞれの政策的、あるいは市の一般事務についてそれぞれが興味を持つ、あるいは関心を持って質問をされるということについては、何ら私は指摘をしたことはございませんので、その辺についてはきちんと峻別して協議を進めていただきたいと思います。

それからもう一つ、ガイドライン云々ということで行くと、具体的にどういうものかというのを今後協議の中で示していただかないと、逆に発言を縛る可能性にもなりかねないので、その辺についても含めて御協議を進めていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○齊藤秀雄委員長 金井議員。

○金井伸夫委員外議員 だから具体的にそれはレベルが低いとおっしゃるかもしれないですけども、できるだけ個別に具体的にこれは望ましくないというようなそういうガイドラインがあればもっとスムーズに一般質問できるかと思います。

○齊藤秀雄委員長 それでは、これの方向性は皆さんどう理解したらよろしいですか。

金井議員。

○金井伸夫委員外議員 私のほうで方向性をつけると言ったって私にわからないので、議長の頭の中にあるものを出してもらえれば。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 発言されるんでしたらそれなりのものを持ってされなければ、それこそおかしいです。そんなことをやっているようでは議員の資質を問われるということになると思います。出されるんだったらそれなりの思いを持って出していただきたいと思います。

○齊藤秀雄委員長 では、金井議員から出ております一般質問のあり方については、いろいろ意見が出尽くしたと思いますが、念のため次回に持ち越して再討論したいと思います。そして結論を得たいと思います。

それでは、特定事件8、その他議会運営に関することについてとして、基本条例の見直しは、今回はここまでで終了いたします。

続きまして、次に進みます。

議会報告会の反省についてです。

さきに開催した議会報告会について、会派から議会報告会の所見が提出されました。また、各担当から提出いただきましたデータをもとに市議会ホームページ案を作成いたしました。一度会派に持ち帰っていただき御協議ください。また、12月4日木曜日、開会日終了後に開催する全員協議会で御意見等をいただきたいと思います。全員協議会を経た上で、12月10日水曜日、本会議総括質疑終了後の議会運営委員会で総括したいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」という声あり〕

それではそのようにいたします。

続きまして、次回の日程を確認します。

次回の議会運営委員会は、12月10日水曜日、本会議終了後、内容はその他議会運営に関することについてとして、基本条例の見直し等についてです。また、12月17日水曜日、本会議終了後は、その他議会運営に関することについてとして基本条例の見直し等についてです。日程調整等をお願いしておきます。

その他日程等について議長から発言を願います。

議長。

○菅原満議長 今後の日程ですが、12月4日木曜日、開会日ですが、本会議終了後、全員協議会、内容は予算書の作成の変更の説明、それから議会報告会に関する意見聴取です。全員協議会終了後に会派代表者会議を行います。

年が明けて平成27年1月29日木曜日、9時30分から全員協議会を開催したいと思っております。内容は、平成27年度当初予算の骨子と市内循環バスの運行改正素案とのことで聞いておりますので、お願いします。各会派関係者の連絡及び出席などよろしく調整のほどお願いをいたします。

以上です。

○齊藤秀雄委員長 その他何か委員または会派、議長からございますか。

議長。

○菅原満議長 年明けの1月、例年ですと給与の人事院勧告が出ますと、12月1日の基準日が必要なものについては、11月の下旬に臨時会が開催されておりましたが、引き上げですとかその他の案件等が関係する場合は、年明けての1月に臨時会が開かれてきております。

他市の状況を見ますと、期末手当の引き上げについての条例が提出されて処理されている議会も出てきているやにみておりますので、和光市としても臨時会の可能性が、過去の議会開会の例を見ると、1月中の臨時会の可能性があるのかなとこちら側では受けとめております。もし臨時会云々という話が執行部側から来た場合、議会の日程を見ますと、1月13日の火曜日ないしは19日が議会側としては、いろいろな各種諸行事を見ますと調整がつけられるのかと見ております。ですので、これにつきましても会派の各議員の方に13日、19日は日程調整が、もしかしたら執行部側から来るかもしれない、どういうふうになるかわかりませんが、仮にそういう場合には調整が入るということで、調整のほどお願いをいたします。これはこちら側の腹づもりということをお願いをいたします。

○齊藤秀雄委員長 阿部委員。

○阿部かをる委員 いつごろ確定しますか。

○齊藤秀雄委員長 議長。

○菅原満議長 日程が確定する時期というのが全く定かでないので、こちら側も日程調整については困るというか、ただこちら側で調整できるとするとそのときしかないでしょうというこ

とで、事務的に内々で調整をさせていただきたいということです。年明けてもいろいろ諸行事が入っているかもしれませんが、不確かなことで申しわけありませんが、例年だと年明け1月に臨時会ということが何例かありますので、心づもりをお願いいたします。

私からは以上です。

○**齊藤秀雄委員長** それでは、本日の審議事項は全て終了しました。

本日の記録及び会議の公開資料は、委員長に一任願います。

以上で議会運営委員会を閉会します。

午前11時33分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 齊 藤 秀 雄